

安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(損害賠償責任の一部免責)	(損害賠償責任の一部免責)
第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任	第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任

を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)から(4)まで (略)	を負う額から、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)から(4)まで (略)
--	--

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。